

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料について

65歳以上の方(第1号被保険者)の令和4年度の介護保険料を決定しました。
6月中旬に被保険者の皆さんへお送りする「介護保険料額決定通知書」をご確認ください。

介護保険料の納め方

年金からの天引き(特別徴収)と納付書または口座振替(普通徴収)の2通りがあります。
年金を受給されている方の介護保険料は、原則として年金からの天引きで納めていただきます。
※年金の受給額等によって納めていただく方法が異なります。

○年金から差し引かれる場合(特別徴収)

- 年金の受給額が年額18万円(月額1万5,000円)以上の方
⇒年金の定期支払い(偶数月)の際にあらかじめ保険料が天引きされます。

○納付書や口座振替で納める場合(普通徴収) ※今年度からコンビニエンスストア等でも納付できます。

- 年金の受給額が年額18万円(月額1万5,000円)未満の方
- 年金を担保として融資を受けている方
- 他の市区町村から転入した方※¹
- 年度の途中で65歳になった方※²

⇒6月から翌年3月までの10期(回)に分けて納付書または口座振替で納めていただきます。

※¹、※²の方については、年金保険者の準備が整いましたら特別徴収(年金からの天引き)を開始します。特別徴収が開始される際には通知をお送りします。

介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、滞納している期間に応じて、介護サービスを利用するときに次のような措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納していると…

↓
利用したサービス費用がいったん全額自己負担になる
その後、申請により保険給付分が払い戻される

1年6カ月以上滞納していると…

↓
引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担になる
申請してもサービス費用にかかる保険給付費の一部または全部が一時的に差し止められる

2年以上滞納していると…

上記に加え、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の利用者負担が3割または4割に引上げられる
高額介護サービス費の支給が受けられなくなる

《介護保険はみんなで支えあっています》

介護保険の財源は、保険料と税でそれぞれ半分ずつ負担しています。このうち40～64歳の方(第2号被保険者)が納める保険料が費用全体の27%、65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料が23%を負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の納付についてお困りのときは、高齢者福祉課までご相談ください。